

山梨県公報

第二百七十二号

令和四年

三月三十一日

木曜日

目次

告示

- 山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置の一部改正……………一〇五
- 児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示……………一〇五
- 保安林の指定の予定(四件)……………一〇五
- 山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………一〇七
- 山梨県指定有形文化財の指定の解除……………一〇七
- 山梨県指定有形民俗文化財の指定の解除……………一〇七
- 山梨県指定史跡の指定……………一〇八
- 道路の区域変更(五件)……………一〇八
- 都市計画事業の認可……………一〇九
- 山梨県手数料条例別表第二百七十三の二の項の知事が指定する者……………一一〇
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………一一〇
- 公益社団法人山梨県シルバーク人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種の指定……………一一〇
- 令和四年度前期技能検定の実施……………一一〇
- 令和四年度技能検定(随時実施する二級、三級及び基礎級)の実施……………一一四
- 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(五件)……………一一九
- 基本測量の実施……………一二〇
- 公共測量の実施……………一二〇
- 公共測量の終了……………一二〇
- 開発行為に関する工事の完了について……………一二一
- その他……………一二一
- 山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程……………一二一
- 県営住宅等の管理の代行について……………一二一

告示

山梨県告示第七十号

山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置(令和三年山梨県告示第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

本則の表委員の任期の欄中「令和四年三月三十一日」を「令和四年五月三十一日」に改める。

山梨県告示第七十一号

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程(昭和四十七年山梨県告示第四百七号)の一部を次のように改正する。

別表第一D1の項中「九、〇〇〇円以下」を「二円から九、〇〇〇円まで」に改め、同表備考5(三)を削る。

別表第二D1の項中「九、〇〇〇円以下」を「二円から九、〇〇〇円まで」に改め、同表備考3(三)を削る。

別表第三D1の項中「二、〇〇〇円以下」を「二円から二、〇〇〇円まで」に改め、同表備考3(四)を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の規定は、令和三年七月一日から適用する。

山梨県告示第七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 山梨市牧丘町牧平字向川三三八二、三三八二の内、字藤原三六

山梨県告示第八十六号

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）別表第二の百七十三の二の項の知事が指定する者は、公益財団法人マンション管理センターとする。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和四年三月二十四日
- 二 指定道路の位置 韮崎市旭町上條北割字桜木千九百九十一番六十八
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 五四・二七メートル

公 告

● 公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種の指定

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において準用する同法第三十九条第一項の規定により、公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業種（日本標準産業分類の中分類）	職種（厚生労働省編職業分類の中分類）	市町村の区域
〇一―農業	四百六十一―農耕作業員	北杜市 韮崎市

九十八―地方公務

七百八十九―その他の運搬・清掃・包装等の職業
七崎市 甲府市
大月市 都留市
上野原市
甲州市 山梨市
富士吉田市
富士河口湖町
西桂町 忍野村
山中湖村 鳴沢村 富士川町
身延町 南部町 早川町 市
川三郷町 甲斐市 中央市 昭和町 南アルプス市 笛吹市

- 二 指定年月日 令和四年三月二十四日

● 令和四年度前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 実施職種

1 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち前期（令和四年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受験者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。ただし、機械加工職種マシニングセンター作業の実技試験は、実施しない。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし